
# 横浜市では、介護サービス事業者、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）の更新の申請に対する審査について、地方自治法第227条に基づき、応益負担の観点から、手数料の徴収を行っています。

**１ 手 数 料 の 額**



|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 新規指定（許可）申請 | 指定（許可）更新申請 |
| 居宅サービス（通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護）（その他の居宅サービス） | ３０，０００円 | １０，０００円 |
| ２０，０００円 | １０，０００円 |
| 地域密着型サービス | ２０，０００円 | １０，０００円 |
| （定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） |
|  |
| ４５，０００円 | ２５，０００円 |
| （地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護） |
|  |
| ３０，０００円 | １０，０００円 |
| （その他の地域密着型サービス） |
| 居宅介護支援 | ２０，０００円 | １０，０００円 |
| 施設サービス（介護老人福祉施設） | ４５，０００円 | ２５，０００円 |
| 施設サービス（介護老人保健施設） | ６３，０００円 | ２５，０００円 |
| 施設サービス（介護医療院） | ６３，０００円 | ２５，０００円 |
| 介護予防サービス（介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護）（その他の介護予防サービス） | １５，０００円 | １０，０００円 |
| １０，０００円 | １０，０００円 |
| 地域密着型介護予防サービス | １５，０００円 | １０，０００円 |
| 介護予防支援 | １０，０００円 | １０，０００円 |
| 第１号事業 |  |  |
| （横浜市訪問介護相当サービス、横浜市訪問型生活援助サービス）※一つの事業所が横浜市訪問介護相当サービス及び横浜市訪問型生活 | １０，０００円 | １０，０００円 |
| 援助サービスを同時に申請した場合は、一括して10,000円 |  |  |
|  |  |  |
| １５，０００円 | １０，０００円 |
| （横浜市通所介護相当サービス） |
| 施設サービス（介護療養型医療施設） | － | ２５，０００円 |

(注)

１ 上記の手数料は、複数のサービスを同時に申請した場合でも、１サービスごとに納付する必要があります。

（横浜市介護予防・日常生活支援総合事業第１号訪問事業の横浜市訪問介護相当サービス及び横浜市訪問型生活援助サービスを同時に申請する場合を除く。）

２ みなし指定などについては、手数料を納付する必要はありません。

３ 変更届・加算届などについては、手数料を納付する必要はありません（介護老人保健施設を除く）。

４ 介護老人保健施設及び介護医療院の変更許可（構造変更）に係る手数料は３３，０００円です。

５ 共生型サービスについては、現在のところは申請についての手数料は徴収しません。

# ２ 納 付 方 法

* 手数料は納付書にて納めていただきます。納付書は介護事業指導課から事前に原則申請法人の所在地へ郵送させていただきます。納付が確認できない場合は申請を受理することができませんのでご注意ください。
* この手数料は、申請の手数料であるため、審査の結果、新規指定・指定更新等ができない場合でも手数料は返還できません。
* 【市外指定】横浜市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者の指定又は更新の申請を行う市外事業所のうち、来庁による納付が困難な場合には、担当課へご連絡ください。納付書を送付しますので指定金融機関にて審査手数料を納付してください。

納付後、領収印が分かるよう納付済の納付書の写しを提出していただきます。

**【重要】令和２年（2020 年）１月28日で、横浜市収入証紙の販売は終了しました。**

「収入証紙について」（会計室案内ページ）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kaikei/kanri/shoshi/>